

○国土交通省告示第九百九十号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百十四条第三項第三号の規定に基づき、避難上及び延焼防止上支障がない室及び通路を次のように定める。

令和七年十月三十一日

国土交通大臣 金子 恭之

避難上及び延焼防止上支障がない室及び通路を定める件

建築基準法施行令第一百十四条第三項第三号に規定する避難上及び延焼防止上支障がない室及び通路は、その直上に小屋組が木造の小屋裏（天井のない場合においては、木造の小屋組）を有しない室及び通路とする。

附 則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百十号）の施行の日（令和七年十一月一日）から施行する。